○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第八号足利佐野都市計画道路事業三・四・一号前橋水戸線

三　事業施行期間　自平成十四年一月七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成十四年関東地方整備局告示第八号の事業地のうち山川町字高寂寺前、八椚町字宮前、字長畑、字関田及び字五反田、毛野新町一丁目並びに大久保町字一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百七十三号流山都市計画公園事業七・五・一号市野谷の森公園

三　事業施行期間　自平成十九年七月三十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第百二十九号茂原都市計画公園事業九・五・一号長生の森公園

三　事業施行期間　自平成六年一月二十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第三十八号香取都市計画道路事業三・四・四号仁井宿与倉線及び三・四・八号佐原多古線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月九日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第三百三十五号東京都市計画道路事業幹線街路放射第五号線

三　事業施行期間　自平成二十六年八月二十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千四百十五号東京都市計画公園事業第五・六・十五号芝公園

三　事業施行期間　自平成元年八月十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第十九号東京都市計画公園事業第八・八・四号清澄公園

三　事業施行期間　自平成十年一月八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江東区清澄三丁目地内

○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏